平成２２年（フ）第７２号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目５番47号
債務者　田邊　香代（旧姓上笹）
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９号
横浜市戸塚区上矢部町748番地52　スカイビュー戸塚２―309号
債務者　畠中　清香（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３７号
横浜市鶴見区潮田町３丁目145番地５　若竹ビル401号室
債務者　吉田　拓司
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２０号
横浜市南区永楽町１丁目11番地２　日神パレステージ関内905号
債務者　日高　純一
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０７号
大阪府茨木市新和町20番11号
債務者　東　修市郎
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８７号
大阪府寝屋川市池田西町１番１―810号
債務者　渡邉　順子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
秋田県仙北市角館町川原向田21番地
債務者　小笠原栄子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１６号
秋田県大仙市協和境字野田183番地１
債務者　齊藤　朋美（旧姓長谷部）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第５２３号
神奈川県大和市中央林間６丁目12番１号　グランドマンション６―103号
債務者　中村　　健
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４４号
横浜市瀬谷区二ツ橋町183番地５　ライオンズヴィアーレ三ツ境208号
債務者　古川　葉子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
岡山県勝田郡勝央町黒土146番地64
債務者　豊岡　弘子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２４号
熊本県八代市松江町352番地５　６
債務者　飯田恵美子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２５号
熊本県水俣市旭町２丁目６番12号
債務者　竹下　豊直
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３８８号
釧路市興津２丁目34番５号
債務者　畠山絵美子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
川崎市中原区井田３丁目30番16号
債務者　井浦　裕子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
愛知県豊橋市弥生町字東豊和14番地
債務者　カラオケ居酒家るみこと　大城留美子（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部